

毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく
当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。



「経審・県入札の説明会で販売した申請要領に、今回から不要になった2つの調書が県のミスで記載されたままに…訂正します」と当方からの質問に県庁から回答があったのは各地の説明会が大方終わった10/18の事でした。この調書は過去10年間の①建築一式・元請工事と②RC建築物の解体の元請工事に関する書類です。(要領P10) 26種類もの書類や証明が必要な県

入札ですから行政側にミスが生じるのも分からぬではありませんが、正確を期して欲しいものです。26・27年度の申請で新たに(A)暴力団ではない旨と(B)社保・雇保に入る旨の誓約書が必要になりました。特に(B)

については次回28・29年度の申請では加入が条件となり



厚生年金の保険料率が9月分(10月納付分)からUPしています。再確認をお願い致します。
当事務所のFAX(0977-24-1806)は、日曜・祝日を除く6:30～20:00受信可能です。